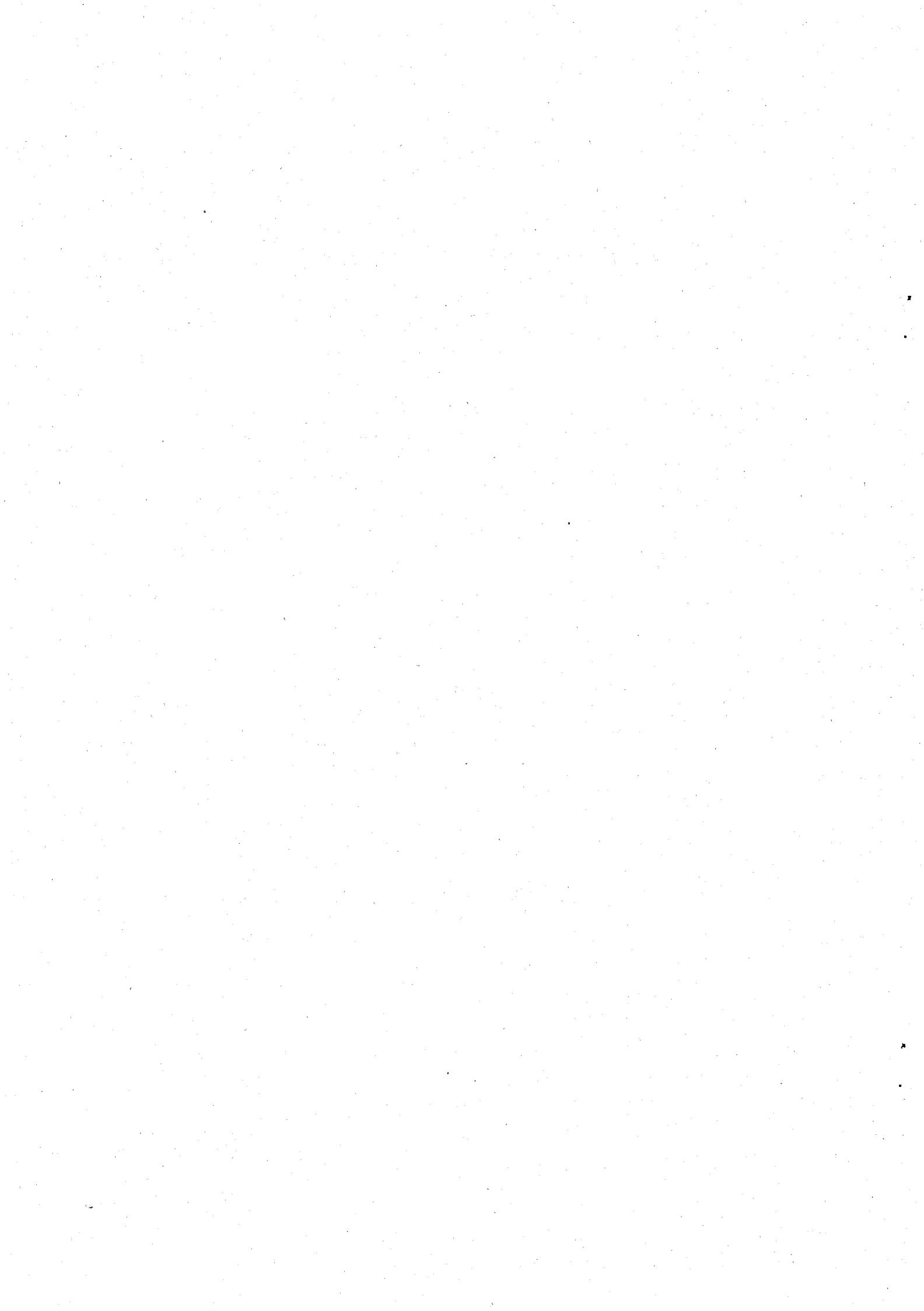


第1回農地総会議事録

開催日時	平成29年8月7日（月） 午後3時00分から	
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 人事課会議室	
出席委員	西野 幸一・池澤 誠・西本 統洋・加藤 孝幸・高橋 政継・廣井 千里・中島 義幸・ 大野 哲・久保田 彦昭・山崎 茂盛・竹内 義昭・中島 正根・中山 忠明・山本 和正・ 松田 環・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博・矢野 強 以上19名	
欠席委員	以上0名	
事務局出席者	吉良事務局長・岩崎次長・榮枝管理主幹・榮枝主査・尾崎主査 以上5名	
高知市出席者	農林水産部農林水産課 高橋担当係長・林主事 以上2名	
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件 第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第6号議案 非農地証明願の件 第7号議案 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件（軽微な変更） 議案外（報告） <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・ 農業経営基盤強化促進法の計画取消処理の件 	
備考【添付書類】	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回農地総会議案書 ○現地案内図 ○第7号議案議案書 	



開 会 長	<p>(農業委員会会長大野哲が、挨拶して開会を宣す。(午後3時00分))</p> <p>ただいまより第1回農地総会を開催いたします。議長が選出されるまでの間、私が総会の進行を行います。</p> <p>農地総会の議長につきましては、高知市農業委員会会議規則第10条に、定期総会及び臨時総会の議長を会長とし、農地総会の議長は別に定める、事前審査会の委員長の内から会長が指名するものとすると規定されていますので、この規定に基づき私が指名させていただきます。</p> <p>それでは、農地総会の議長といたしまして、第一事前審査会の高橋委員長にお願いいたしたいと思いますので、高橋委員長よろしくお願ひいたします。なお、農地総会の議長の任期につきましては、運営委員会で協議した結果、任期は1年で再任を妨げないことといったしましたので、ご報告させていただきます。それでは高橋委員長よろしくお願ひいたします。</p>
高橋農業委員	<p>会長からさきほどご指名をいただきましたが、農政の方で6年やってまいりまして、農地の方は素人でございますので、みなさんのお知恵をいただいて、無事会が進行できますようお願ひいたしまして、議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいまから、第一回農地総会を開催いたします。</p>
委員出欠状況報告 議長	<p>欠席委員の方はございません。全員19名が出席でございます。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。</p>
議事録署名委員指名 議長	<p>総会会議規則第20条第2項におきまして、議事録には議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。</p>
農業委員 議長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしとのことでございますので、私の方で指名させていただきます。署名委員は、西野幸一委員、矢野強委員の2名にお願いいたします。</p>
議 事 長	<p>ただいまから議案の審議を行います。先に第7号議案、高知市農業振興地域整備計画の変更の件を議題といたします。農業振興地域整備計画の策定又は変更の場合、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項におきまして、農業委員会の意見を聞くものと定められております。農林水産課より議案の説明をお願いいたします。</p>

農林水産課 林主事	<p>それでは第7号議案、高知市農業振興地域整備計画の変更の件について説明をさせていただきます。</p> <p>今回、農地総会ということで、新しく法が変わりましたので、農業振興地域の用途変更について説明をさせていただきます。今回の用途変更につきましては、政令で定める軽微な変更でありまして、農業振興地域における農用地区域から除外するものではなく、農用地区域内における用途の変更、田・畠・樹園地などの農用地と同じ扱いの農業用施設用地に変更するものでございます。</p> <p>それでは議案にいきたいと思いますが、その前に7月に行いました、事前審査会でのご指摘を受けまして、今回訂正いたしました点についてご報告させていただきます。</p> <p>お手元の資料第7号議案をめくっていただきまして、2枚目、当該変更に係る土地一覧表を載せております。整理番号1番につきまして、右から4項目目、現況畠としておりまして、こちらの方が、隣、地形図の申出書類の現況地目が7月の事前審査会の時点で山林となっていましたので、畠に訂正をしております。</p> <p>隣りの1ページの中段、集落協定の有無につきましても記載がありませんでしたので、訂正をしております。</p> <p>次に2ページ目に進みまして、関係法令の許認可手続きの状況について、都市計画法のところ、協議予定となっていましたが、協議不要とのことでしたので、訂正をしております。</p> <p>続きまして3ページ、地区土木委員の意見書につきまして、中段、表の地目が山林となっていましたところを畠に訂正しております。整理番号1については以上でございます。</p> <p>続きまして、整理番号2につきまして訂正箇所を説明いたします。</p> <p>さきほどの土地一覧表に戻っていただきまして、申出者と転用予定者が別の方となっていたところ、農地法第5条の規定により、持分100%ではない申出者単独での転用手手続きが不可能であるため、その旨申出者本人に伝えましたところ、本人の申し出から倉庫建築、利用までを一貫して行うということで、計画の変更を改め、7号議案、ページで言いますと、2の1ページからの申出書、添付書類についてもその旨変更を行っております。</p> <p>また、変更面積につきましても、最終ページに載せております、配置図の求積表、こちらをもとに土地一覧表、それから2の1ページの変更申出書以降の書類につきましても訂正を行っているものでございます。</p> <p>次に、2の1ページ、中段の集落協定につきましても記載に誤りがありましたので、変更を行っております。</p> <p>次に2の2ページ、関係法令の許認可手続きの状況について、建築基準法について協議</p>
-----------	---

農林水産課高橋係長

不要となっていたところ、協議予定に変えております。その他についての農地法について、協議予定としております。

次に2の3ページ、地区土木委員の意見書のところ、日付の記載が無く、変更面積にも誤りがありましたので、正しいものに差し替えをしております。

次に2の4ページ、隣地所有者の承諾書につきましても同様に日付の記載が無く、変更面積にも誤りがありましたので、新しいものに差し替えております。

最後に2の6ページに進みまして、切図の表示に誤りがありましたので、正しいものに差し替えております。

今回の訂正・変更した点につきましては、以上でございます。それでは第7号議案の説明に移らせていただきます。

それでは、第7号議案の説明に移らせていただきたいと思います。資料の1をご覧ください。土地の所在、高知市鏡吉原でございまして、地目が台帳地目山林、現況地目が畠でございます。地積、543m²のうち変更面積は543m²、利用状況は現在休耕地となっています。集落協定はある土地になっています。

次に変更前の農用地の用途区分、農用地、変更後の農用地の用途区分、農業用施設用地となっています。

変更の理由でございますが、4番になりますて、土地所有者のお孫さんが当該農用地区域で土地の管理をしておりますが、現在使っている倉庫が老朽化してきたため、新たに地域内に農機具保管倉庫を建てたい、ということでございます。

次に1の2をあけていただきまして、関係法令の許認可手続きの状況でございますが、都市計画法、協議不要、建築基準法、協議予定、その他としまして、農地法、協議予定となっています。

次に1の3ページに移りまして、地区土木委員の意見書でございますが、ご意見はなしでございます。

1の4に移りまして、1の4は位置図になっております。申出地に農業用、農機具倉庫を建てまして、耕作地を耕作するための機械を置きたいということです。

続きまして、1の5ページは地形図になっています。周辺の農地は、ご本人の耕作する農地で、隣接する他の方の農地はございません。

めくっていただきまして、1の6、施設配置図になっていまして、道路から進入口をとりまして、駐車スペース2台分、薪置き場、申請建物、農機具倉庫を建てる予定となっております。

1の7が、施設の計画平面図になっています。

整理番号1につきましては以上でございます。

	<p>引き続きまして、整理番号2番、ページ数2の1をご覧ください。</p> <p>土地の所在が、高知市鏡狩山、の土地になっておりまして、台帳地目、田、現況、田、地積が248m²のうち変更予定面積が59.77m²となっております。利用状況につきましては現在耕作中となっております。</p> <p>申出者の持分が2分の1となっております。</p>
西本農業委員	休耕地と書いてあるではないですか。
農林水産課高橋係長	利用状況、休耕地でございます。失礼いたしました。
西本農業委員	ちょっと待ってください。上へ判子を押しているのは、何処を消しているのですか。休耕地を消しているのか、耕作中を消しているのか、何処を消すように判子を押しているのか。
農林水産課 林主事	すいません。それにつきましては、この申出書自体を差し替えております。
西本農業委員	いや、そのことについて異議あり。どうもこの案件2については、歪められた申請みたいです。最初は仮登記者が仮登記をして、そこに建てたいという申請でした。それで仮登記者が耕作反別を2反くらい作るということで出したい、というふうに出して、その資金も仮登記者が出すということで、我々事前会議で審議したわけです。そのときの面積もずいぶん違っております。212m ² が、この、もうちょっと勉強してほしいと思いますが、農地はコンマ以下を切り上げというか切り捨てです。59.77m ² 、この書式、提案する書もおかしいと思います。それで私はこの2番の件については保留として、もう一度事前会議でしてほしいと思います。なぜならば、元の申請に基づいて、地元の高橋委員、加藤委員が現地まで行って、耕作している面積も、面積があつてない。耕作する作物が稻を植えているということだが、黒い、そこまで現地に行って調べている。でも書いてある。前に出された審議の事項が全く出鱈目である。
	今度はもう直接本人、3条の農地法の関係もあって、申請者、あなたの名前で借りや、ということの申請のようですが、そこは真実を求めて議案を書いてありますか。書いてなければあなたたちは、この虚偽のこの審議にそれを知ってやっているということになりますが、その辺りをはっきりしてください。
農林水産課 林主事	今のご指摘につきまして、ご本人さんに直接ご連絡をさせていただきました。土地の件につきましては、農地法5条の転用の件の影響もありまして、やはりこの状況ではご指摘のとおり転用、別の方に転用させて転用手続きをして、ということは不可能になりますので、その件についてご本人さんにご連絡をさせていただきましたところ、それならば、自分で建てる、自分で周辺の農地も耕作をする、ということで返事をいただきました。
西本農業委員	いや、ちょっと待ってください。それは高橋委員と加藤委員が現地を、その後我々

	<p>事前会議でやって、どうも疑義を感じるわけです。ということで現地を見てこられているんですよ。その真実とどうも違うと思います。あなたたちは確認をしたのかもしれません、ご本人とそれと前の文書で耕作している面積、あなたも知っていると思いますが、農業者であるということは 150 日勤めなければならない、農業に従事しなければならないのです。それも承知での文書を書かれていると。</p> <p>今回は仮登記者が、農業をしてないので、あるいは 4 反以上でないので、買えないでの、仮登記をしていると、そういう事実があります。これについてどのようにあなたたちがそれを伏せてしまつて、今回の場合は。その詳細を説明してほしい。指導をあなたたちができないので、この方ということにしたんじゃないだろうかと、私は疑義を感じますので、そこを十分に弁えた話をしてください。</p>
農林水産課 林主事	<p>ご指摘いただきました点についても、ご本人の方に連絡をさせていただき、相談させていただいております。お話を聞いたとおり、転用の、元々の転用をされる方、仮登記者ですが、その方が現状、農業用倉庫を使う、土地を借りて農業用倉庫を建てて周辺を耕作するという条件がまだ揃っていない、まだ仮登記をしているという状態でございます。なので、その旨も仮登記者自身にももちろん連絡をさせていただきまして、それはできません、ということでももちろん連絡をさせていただいているところでございます。そういう状況も踏まえまして、申出者の方にご相談をさせていただきまして。</p>
西本農業委員	<p>いや、私が言わんとすることは、事前審査会をやった内容とずいぶん違つておるわけです。面積が 212 m² だったわけです。今度はどうしたのかわかりませんが、面積が 59.77 m² なんてよく計算したと思う。これは建坪ですよ。変更面積はそうじゃないんじゃないですか。この空いた部分に作物を作るのですか。そこは確認していますか。どうですか。248 m² の建てない部分はどうやって使うのか。作物を植えるのか。</p> <p>まあ、そういうことがありますので、もう一度事前審査に戻してください。内容がガラリ変わつてしまつて審議できない。何のために我々事前会議を、時間を割いてやらぬといけないのか。事前会議という我々が随一のテーブルに出すまでの、審議が空中分解てしまつて。こんなもので本会議に差し替えますと、よく言いますねあなた。私はそう思うが。どうですか。</p>
農林水産課 林主事	<p>次回の事前審査に</p>
西本農業委員	<p>そう、それが通つて審査して初めて本会議、今日のような農地総会に出すのだから。その審議を全部差し替えておいて、私はこれは歪められた申請だと思います。</p> <p>私は仮登記者が、私も調べました。仮登記者は地元の祭りごとに積極的に参加して、人格もなかなか良い人で、でも職業が、漏れ聞くのに、英語の講師をやつたりとか、</p>

	<p>あるいは、三ヶ国語くらい話すらしいですね。通訳をやったり。ある者に聞いたら、高知大学助教授教諭、何かわからない。はっきり答えが返ってこない。そんな様な中で審議をせよと、いう前の議案に対して今回ガラリ変わって農地法の関係、農地法の関係は十分仮登記者も知ってるうえ、あなたたちは農業振興地域の取り扱いのことでも知っていると思う。そこの辺りを弁えて出していたら別として。</p> <p>前のときはここを耕作中としている。ここ全部を耕作中と。今度は休耕地。私が指摘したら休耕地。もうそんな出鱈目なことで審議せよということがおかしいんじやないですか。本会議に出すのは。もう少しその辺りを弁えてください。以上です。</p> <p>この7号議案の農業振興地域整備計画変更の件につきましては、事前審査会の際に資料をお渡ししていますが、事前審査会で審議するということではなくてですね、農地総会で審議するということで、参考に、手前に資料を配布したということになりますので、審議自体は農地総会での審議ということになります。</p>
榮枝管理主幹	<p>わかりました。それであれば、地元の委員が現地に行って確認したのは何ですか。今日の場で事務局から送られてきた、そんなことでできるのか。審議が。私はそれは歪められた申請だと思います。そのところをハッキリしてくださいよ。あなたがそうではないと。当初からこの申請者が用意していたと。農地法も関係なく。これは常々言いました。仮登記は、3条も何も持っていないので、資格がないのでできないということも知っています。だからそれでやったと。それも理解はしました。それから細々面積が2反にちょっと足らないくらいの面積を書いてありましたけど、これも利用設定をするとか、そういう貸借の土地ではないです。まあそれもふくめて悩んで悩んで地元の方に見ていただいて、現地も確認して。まあ、山の天辺の方なので支障もないと思います。でも歪めた申請をここで審議せよということはおかしいじゃないか。以上です。</p>
西本農業委員	<p>今回の軽微な変更の法律的な位置付けについてご説明いたしますが、政令で定める軽微な変更につきましては、農業委員の意見を聞く手続きは省略することとされておりますが、高知市農林水産課の方では、農業委員会の方に、農業委員さんの方に事前に報告、説明をさせてもらっているところでございまして、今回のご意見を聞くという手続き自体必要がないところでございます。</p>
農林水産課高橋係長	<p>審議をするのに、報告事項なので聽かなくていい、そんなものを議案にするべきではないと思います。7号議案に出てるのは、農業委員会に審議することについて提案されているのではないですか。市役所の方、そこの辺りを弁えていますか。</p>
西本農業委員	<p>たしかに農林水産課の方の説明がありましたように、あくまでも農業委員会に意見を聞くということになっています。</p>
榮枝管理主幹	

西本農業委員	ちょっと待ってください。このまえ我々新任の者に研修会がありました。この件を審議するというふうに説明がありましたよ。あの時誰だったか。事務局が説明しただろうか。その時にありましたよ。
榮枝管理主幹	審議案件には入っておりますが、内容としては農業委員さんの意見を聴くというふうに
西本農業委員	それだったらそれで始めから説明してもらって、そしたら私たちがそういう意見を持っていても聴かないと。聴かなくてもいいと。そういう考え方であれば私たちも何も言いません。時間がもったいないから早く進めてください。一方的に言って帰りなさい。
榮枝管理主幹	一応、農林水産課の方から、この案件につきまして回答を求めるという依頼がきていますので、農業委員会としては意見をまとめてですね、文書をもって回答するという形にはなっております。
西本農業委員 議長	私の意見として、他の審議もしないといけない 私は2回も3回も行きました。行って見るところ、土地がですね、昔は田であった。今現況では田を作っているような状況ではありません。それで地主が二人いまして、共同の土地でございます。その横には仮登記者が居住しております。手続き上、前の書面では仮登記者であったと思います。事前審議では。でも後で修正して出てきたのは、申請者、地主ですね。地主から出てきた案件でございます。で、事前審議をしたときには名前が仮登記者でございました。で、ちょっとおかしいということで、修正したわけですね。で、実際に仮登記者、これは、申請者が元ですから、仮登記者は関係ないわけでございますけど、内容がちょっと変わったわけですよね。
西本農業委員 議長	変わっておると思ってね。私は言いましたよ。仮登記はやっているか。その上に持分が2分の1だと。もう一人の片割れについては明治時代の方だと。行方がわからぬとかなんとかいう理由で2分の1の、その方の譲渡はなされてなくて、2分の1だと。それから司法書士にお願いしたら、昭和のはじめ、終戦までは家督相続でやって、以後は家系図というか、相続人たちの判子ももらわないといけないけど、できないことはない。それも放って、仮登記者が取得した。仮登記。もう仮登記しているからいい。私はその時にいいました。仮登記をしても本登記と違うと。なかなか複雑だと。どうも納得がいかないということをお話しました。
西本農業委員 議長	この問題はなかなかすぐに皆様にはわからないと思います。継続審議として、今後審議をするということでよいでしょうか。
	なかなか複雑な、最初のこの案件は審議をするときは仮登記者の名前で出ておりました。で、地区の第一区の審議では仮登記者だということで出てきましたが、

	<p>これはいかんということになって、地主の名前にしたわけですね。</p> <p>で、そういう案件であって、差し替えて出てきたわけですから、地主が言っているわけですから間違いありませんと。最初は、これは仮登記者が言ったから、資格がないですよね。そういうことで名前を差し替えているわけです。</p>
西本農業委員	<p>いや、それは農地法の関係、建築基準法のこと、申請人は地主でないといけないと。そのところで抵触するので、そこまでわかって、知っていますよ。だがそこまで歪めてまで審議をせよ。出しますと、いうあなたたちの歪んだ指導が情けないということ。おそらく申請者も知らなかった。いろんなことで知らなかつたとは思う。それを訂正しなさいと。差し替えると。差し替えるにしても多少のことであれば私も何もいいませんよ。でもガラリ変わった内容で、これを本会議で、事前会議で話しているから差し替えでいいよろしいと、いうことはちょっとおかしいんじゃないか。あなたたちがこれを報告というかつなぐのに、そういう態度がわからない。私は。</p>
議長	職員の不備もありますので、継続審議ということでいいでしょうか。
吉良事務局長	<p>なかなか難しい問題ですけれども、あくまでもこの問題については、はじめに説明があったとおり農業委員会の意見を聞くということで、一旦提案されたものについては何らかの意見を出さないといけないと。その時にですね、問題になるのは、例えば変更は止むを得ないという場合と、これはいかん、反対だという場合にはですね、そういうふうに意見を聴いた結果そうなりましたと、いう話ですね、それでウチが反対であっても県には出すという話にはなると思いますけれども。問題は継続のときです。継続のときに一度かけたわけですから、もう一度きちんと地元の農業委員さんにも話をし、それからきちんと書類的にもわかりやすいような形ですね、やりなさいと、所有権の問題も含めて。それでやったうえで、次の会にかけますということになるのか、それとも、農業委員会では結論が出ませんでしたと。継続になりましたということで、軽微な変更なので結論がでなくてもいい、県に回せるということで県に回すのか、そこをハッキリ農林水産課に聞いておかないとですね、継続になりました、でもその後どうなりました、いや継続ということで県に回しました、という話になると、そしたら何のためにやったのですかという話にもなりますので、その辺は農林水産課はどう考えていますか。</p>
農林水産課高橋係長	<p>今回継続という結論が出ましたら、それを課に持ち帰って対応を検討したいと思います。</p>
吉良事務局長	それは、再度ここにかけないという場合も有り得るということでいいのですか。
農林水産課高橋係長	一度持ち帰って検討いたしますので、ここではなんとも言えません。
西本農業委員	最後に聞いておきます。この歪んだ申請をあなたたちは受理して進めのか、そこ

	のところを聞かせてください。
農林水産課 林主事	最初に出させていただいた資料につきましては、やはり書き方が、そもそもこちらの方で説明に不備が
西本農業委員	説明というより、あなたが書いた提案の理由ですよ。この1ページに書いたところ。ここでは集出荷場を作りますということであなた提案の理由を書いていますね。でも実際は農機具と穀物の置き場所にすると。そのとこからもう少し真摯に改良した議案にしてください。
農林水産課 林主事	そちらにつきましても
西本農業委員	謝ったら済む問題ではないと思いますよ。我々はそれに基づいて審議をしていますので、間違ったら今回はこういうことで間違った、こういう訂正をさせてもらいますと。この場で言うよりか、事前にもっとないですか。我々は事前審査会の委員長も決めています。前の楠瀬委員は、これは仮登記者が建てるものとして審議を終えています。オッケーで。報告事項だから。内容が違うものを、事前審査でやった内容と違うものを本会議の農地総会で審議すると、こんな情けないものはない。私はそこをあなたたちが明確に答えていただかないと。あなたたちがここに出てきた書類を、我々の考え方、農業委員会の考え方も出さないといけないと思いますので、そこはしっかり言ってください。
農林水産課 林主事	今の話についてはなんとも回答が難しいところではございますが、最初にこちらのほうでお渡し、申出者本人にですね、書類をお渡しした際に、どういう書き方をしてくださいと、変更理由の詳細についてもこういうふうに書いてくださいということで説明をするところが、私の方では非常に甘かったという認識がございます。こちらの方も改めて、申出者と相談させていただきまして、新たに作り直したものをもう一度事前審査会に持って行きまして、再度審査をしていただきたいと思っているところでございます。
西本農業委員 議 長	そういうことで、農林水産課がそういう対応をしていただけると。 再度審査をすることです。
農林水産課 林主事	審査というよりも、もう一度農林水産課に持って帰りまして、再度協議して、そのうえで審議する、しないと
西本農業委員	その時にもう一つ指摘しておかないといけない。この図面。これは前に私が指摘しておりますよ。農業委員会から。ここには、道が、私道が通っていますよね。一方は切図を。切図で見たらどうも高知市の市道のようだが、これは確認しましたか。
農林水産課 林主事	確認しました。
西本農業委員	そうしたらこの私道というのは間違っていないのか。

農林水産課 林主事	私道です。
西本農業委員	私道ではないでしょう。
農林水産課 林主事	私道です。
西本農業委員	市道で私道ですか。高知市のではないのですか。
農林水産課 林主事	私道です。
西本農業委員	そうですか、わかりました。私は切図のうえでは高知市の市道になっていると思っていた。登記簿は確認したのですか。この地番の切図を。213-3とか、いうのを見ましたか。謄本を見ましたか。
	登記簿謄本については確認しておりませんので、確認のうえ改めて説明させていただきます。
	それともう一つ、これは2階建てでしょう。無指定なら100坪まで平屋だったらいらないわけ。建築法では。ただし2階建てで基礎のボーリングまでして強化を図らないといけない。それで図面みたら鉄骨で組んだような、ただのボードを打ちっぱなしのようだが、そこも含めて、今度出す折には検討してください。ちゃんと確認して自信を持てるものを出してください。
吉良事務局長	再度かけるのか、かけないのか、それをきちんと回答しないと
農林水産課高橋係長	今回は初めてのケースですので、持ち帰りまして検討してさせていただきたいと思います。
吉良事務局長	検討した結果かけないことも有り得るのか。かけないのか。西本委員はちゃんとやつてもう一度、保留にするからかけたらどうかと言っているが、軽微な変更だから意見を聴いたけど結論は出なかったけど、かけませんということが、ここでは言えないだろうが、かけないことも検討した結果。
西本農業委員	それは農業委員会の方にしてもらってけっこうですよ。それでいいです。そういう報告をしてください。みんなの意見を差し置いて言わせてもらった貴重な時間を無駄にしたことになりますから、そこはきちんとしてください。
議 長	それでは後で報告をいただくということでいいでしょうか。
農業委員	(意義なし)
議 長	それと、整理番号1と2の説明をいたしましたが、今言っているのは2番です。最初には1番がありますが。
中山委員	わからないことがあるので教えてください。中山間直接支払制度には入っていますよね。これは用途を農用地から農業用施設用地に変えていいのですか。面積を削除したら中山間直接支払制度は通りませんので。
農林水産課 林主事	冒頭でもご説明いたしましたとおり、今回の変更は農用地区域でありながら、そ

	いう農業用施設用地に用途だけを変更するという内容になっておりますので、区域から除外するものではないので、問題ないと思います。
中山農業委員 議長	はい、わかりました。ありがとうございます。
西本農業委員 岩崎次長	交付金は減るわけですか。その分だけ。 減らない。農地として扱うというわけでしょう。
	この中山間直接支払制度の関係の農用地の土地ですね、この農業用施設用地については、所管課の土佐山地域振興課に確認しましたところ、第4期の移行に伴い取り扱いが変わっておりまして、農業用施設用地としてのですね、中山間直接支払制度には影響しないということで運用が変えられているということですので、今回のこの案件についても中山間直接支払制度には影響しないということを確認しています。
議長 岩崎次長 議長 中山農業委員 議長 西本農業委員 議長 農業委員 議長 農業委員 議長 農林水産課 議長 農地法第3条では、農地等を耕作する目的で売買したり、貸し借りの権利を設定したりする際には、農業委員会の許可を受けなければならないことが規定されております。	やっぱり減る。交付金は。 返還の対象にはならないということです。 対象にはならないけれども。 農地として残るわけだから交付金には関係ない。わかりました。 1番は、どうでございましょう。1番の案件。この1番の案件につきましては、市議会議員をされている方のご家族のことごぞざいます。 そのことについて、木を植えても、転用がかまん、用途変更がかまわないとことであれば私は何も言わない。木を植えて全部の面積を農用地から外すということで支障がなければかまわないとと思う。農地を変えないのでから。疑義は残るけれども。景観を良くするために植えたり、影を作るために植えたりということであればかまわないとと思うが、そのあたりがせっかく畑と認識しているものに木を植えてもかまわないと明言するのであればかまわないとと思う。 1番については変更も止むなしということでかまいませんか。 (意義なし) 2番の件については保留ということで。他に何かございませんか。 (意見なし) もういいですか。それでは農林水産課のみなさまご苦労様でした。 (農林水産課 退席) 次に、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。 農地法第3条では、農地等を耕作する目的で売買したり、貸し借りの権利を設定したりする際には、農業委員会の許可を受けなければならないことが規定されております。

委員の皆さんにはこれから説明いたします案件が、農地法第3条の許可要件を満たしているかどうかをご判断いただき、許可についてご審議いただくものです。

なお、先日の研修で使用しました「農地法」と記載された冊子の9ページから12ページに許可要件について掲載されておりますので、参考にご覧ください。

それでは案件の説明をいたします。

今月は全体で5件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。

案件1は、円行寺、市街化調整区域、畝、 11 m^2 、外3筆、合計 309.02 m^2 を、申請地の西側の隣地に居住している譲受人が、自宅に隣接する本申請地を耕作することで有効に農地を活用することができるという耕作便利のため所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では、果樹を栽培する予定であるとのことです。

農機具につきましては、トラクター等5台の大農機具を所有しているとのことです。譲受人は農作業の経験があり、他に母も農業に従事していることから、効率的な利用ができるとのことです。

申請地では、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従って営農するため、周辺農地への影響は特にないと考えるとのことです。

続きまして、案件2ですが、本案件の譲受人は現在、耕作、管理を行っている経営面積が $3,186\text{ m}^2$ であり、農地法第3条許可の許可要件である下限面積要件を満たしておりませんので、その要件を満たすために、農地を借りる申請をしております。その申請が第5号議案の案件14に記載されておりますので、先にそちらの説明をさせていただきます。

議案書は20ページをお開きください。

これから説明いたします第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件とは、市街化調整区域内の農地等を、耕作する目的で売買したり、貸し借りの権利を設定したりする際、その売買や貸し借りの内容を案件ごとに取りまとめて作成する農用地利用集積計画について、その計画の内容が妥当なものであるかどうかをご審議いただくものです。

なお本農地総会でご審議いただき、計画の内容が妥当であると判断された農用地利用集積計画は、本年9月1日にその内容が公告されましたら、その内容が有効となります。

この農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画に基づき農地等の貸し借りを行うことを、利用権設定と呼んでおります。

それでは議案書20ページの案件14を説明いたします。

案件 14 は春野町東諸木、田、 651 m^2 外 2 筆、合計 $1,550\text{ m}^2$ を、平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日までの 1 年間貸すという使用貸借権の新規設定です。

なお、使用貸借権とは貸主が無償で農地等を貸し、借主はそれを使用し利益を得た後に貸主に返すという内容の契約において発生する権利のことです。

案件 14 は農地法第 3 条許可の下限面積要件を満たすための利用権設定ですので、現地が耕作できる状況であるかを地元委員に確認していただくため、現地案内図を添付しております。現地案内図は No.4 と No.5 をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。

それでは、第 1 号議案、案件 2 の説明に戻りますので議案書は 2 ページにお戻りください。

案件 2 は、長浜、市街化調整区域、畠、 366 m^2 外 3 筆、合計 $3,186\text{ m}^2$ を、贈与により所有権を移転するという申請です。現地案内図は No.2 と No.3 をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では、ネギ、芋を栽培する予定であるとのことです。

農機具につきましては、トラクター 1 台を所有しているとのことです。譲受人は農作業の経験があり、他に夫と母も農業に従事していることから、効率的な利用ができるとのことです。

申請地では、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従って営農するため、周辺農地への影響は特にないと考えることです。

なお、譲渡人と譲受人は、住所が異なっておりますが、近隣に居住し、一緒に農業経営を営んでいる親子であり、当人からの申請に基づき、農地台帳上では世帯を合併し、経営している農地が同一となっております。このことから、本申請が許可となり譲受人が贈与を受けても経営する農地に変わりがないことから、経営面積は $3,186\text{ m}^2$ のままとなりますので、先に説明しました利用権設定を行い、経営面積が $4,000\text{ m}^2$ 以上にならなければ、下限面積要件を満たすことができないものです。

先に説明いたしました第 5 号議案の案件 14 についてご審議いただき、計画が妥当であると判断された後、9 月 1 日の公告を経て利用権設定が有効となりますと、譲受人の経営面積は合計 $4,736\text{ m}^2$ となり、下限面積要件を満たすこととなります。

次に議案書は 3 ページをご覧ください。

案件 3 は、介良甲、市街化調整区域、田、 839 m^2 を、東側に隣接する農地を耕作している譲受人が、本申請地も一緒に耕作すれば有効に農地を活用することができる耕作便利のため所有権を移転するという申請です。

現地案内図は No.6 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有及び借入している農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクター等 7 台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に父が農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、取得する農地の周囲は水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻の栽培をするため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして案件 4 ですが、本案件につきましては 7 月 31 日付で取下願が提出されましたので、説明を省略させていただきます。なおこの取下願につきましては、来月に開催します農地総会で報告をさせていただきます。

本案件の申請地は今年 5 月の農地部会でご審議いただき、5 月 9 日付で農地法第 3 条による所有権移転が行われている農地であり、所有権移転後、短期間での申請であることから理由を確認したところ、譲受人が早めの所有権移転を希望しているとのことでした。

しかしながら、農地法第 3 条は譲受人が農地の耕作を目的として所有権移転を行う申請であることから、あまりに短期間での所有権移転は、譲受人が病気になり農地を耕作できない場合等の特段の理由がある場合に限られることから、譲渡人に、短くても 1 年程度は耕作をしてもらえないか確認したところ、譲受人が早めの所有権移転を希望していたとのことで申請をしたとのことです。譲渡人、譲受人双方の話し合いにより申請を取り下げことになったとのことで、7 月 31 日付で取下願が提出され、これを受理しましたので、説明を省略させていただきます。

続きまして案件 5 は、譲渡人が別の方に貸していた農地について、その契約を解約したうえで新たに譲受人に貸すという案件となっております。先に設定されていた賃借権の解約の内容について議案外報告③の案件 1 に記載されておりますので、先にそちらの説明をさせていただきます。

議案書は 38 ページをお開きください。

これから説明いたします議案外報告③、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件ですが、これは農業委員会に通知された農地等の賃貸借の解約について、その内容を報告するものです。

本来、農地の賃貸借の解約については、都道府県知事の許可を受けなければならないことが農地法第 18 条第 1 項に規定されておりますが、その例外として、都道府県知事の許可を受けずに当事者の合意のもと賃貸借を解約した場合には、農業委員会にその旨を通知しなければならないことが農地法第 18 条第 6 項に規定されております。

それでは議案外報告③、案件 1 を説明いたします。

	<p>案件1は、第1号議案、案件5の申請地に設定されておりました農地法第3条による賃貸借を合意解約したものです。</p> <p>本案件につきまして、合意解約に相違ないことを地元委員に確認いただいております。</p> <p>それでは、第1号議案、案件5の説明に戻りますので議案書は3ページにお戻りください。</p> <p>案件5は、春野町西畠、市街化調製区域、田、516m²を、貸人である父から借人である息子に経営委譲を行うため、使用貸借権を設定するという申請です。</p> <p>現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンク色に塗った所が申請地です。</p> <p>申請書の別添によりますと、借人は、所有及び借入している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定であるとのことです。</p> <p>譲受人は、トラクター等5台の大農機具を所有しており、本人のほか、妻と両親も農業に従事しており、効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>申請地では、これまで水稻が栽培されておりましたが、今後も引き続き水稻を栽培する予定であることから、周囲への影響は特にないと考えることです。</p> <p>以上、案件1、案件3、案件5につきましては、許可要件の全てを満たすものと考えます。</p> <p>案件2につきましては、第5号議案、案件14についてご審議いただいた結果、計画が妥当であると判断された後、9月1日の公告を経て利用権設定が有効になれば、許可要件の全てを満たすものと考えます。この場合、案件2の許可日は利用権が公告される9月1日以降の日付となります。</p> <p>現地については地元委員に確認いただいております。</p> <p>以上で第1号議案の説明を終わります。</p>
議長	第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。まず、第一事前審査会の西野副委員長から報告をお願いいたします。
西野農業委員	報告いたします。案件1については地元委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。以上です。
議長	次に第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。
山崎農業委員	報告します。案件2の該当案件については地元委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議長	次に第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内農業委員	報告します。案件3について地元委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。案件4は取下げになっております。以上です。
議長	最後に第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。

川澤農業委員	報告します。案件2の該当案件と案件5については、地元委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議長	それでは審議に入ります。ご意見や質問がございましたらお願いをいたします。
農業委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件1から案件3、案件5につきましては、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
農業委員	(意義なし)
議長	意義なしとのことでございますので、案件1から案件3、案件5につきましては、許可することに決定をいたします。
榮枝主査	<p>次に、第2号議案、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>農地法第3条の3第1項では、農地等の所有権や賃借権等を、農地法第3条の許可を受けて相続や時効取得等により取得する場合、権利取得後にその旨を農業委員会に届出なければならないことが規定されております。その規定に基づいて届出が出されたものについてご説明をさせていただきます。</p> <p>それでは案件の説明をいたします。議案書は5ページをご覧ください。</p> <p>議案書5ページから6ページにまたがります案件1は、大津甲、市街化調整区域、田、1,031m²外8筆、合計5,246.80m²を、平成28年2月20日、相続により所有権を取得したことの届出です。現在、届出者が耕作しているため、あっせんの希望はないということです。</p> <p>続きまして議案書6ページから7ページにまたがります案件2は、春野町秋山、市街化調整区域、畠、66m²、外9筆、合計2,838m²を、平成27年10月5日、相続により所有権を取得したことの届出です。届出地は、届出者が耕作する予定であり、あっせんの希望はないということです。</p> <p>続きまして議案書7ページから8ページにまたがります案件3は、春野町森山、市街化調整区域、田、297m²外7筆、合計1,962m²を、平成25年12月13日、相続により所有権を取得したことの届出です。</p> <p>届出者は、住民票の住所は大阪府となっておりますが、現在はほぼ春野町で居住しております、届出地は、届出者自身が耕作する予定であり、あっせんの希望はないということです。</p> <p>全ての案件につきまして、相続登記が済んだことを事務局で確認しております。</p> <p>以上で第2号議案の説明を終わります。</p> <p>第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第三、第四事前審査会でございます。まず、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。</p>

竹内農業委員 議長	案件1について、受理相当と認めました。 次に、第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。
川澤農業委員 議長	案件2と案件3については、受理相当と認めました 事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
農業委員 議長	(意見・質問なし) ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。案件1から案件3については受理することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。
農業委員 議長	(異議なし) 案件1から案件3については受理することに決定いたします。
榮枝主査	続きまして第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。 事務局より議案の説明をお願いいたします。 農地法第5条では、農地等を住宅や資材置場等の別の用途に転用して使用するために売買したり、貸し借りの権利を設定したりする際には、都道府県知事の許可を受けなければならないことが規定されています。 委員の皆さんにはこれから説明いたします案件が、周辺農地の状況と照らして問題ない場所にあるか、他の関係法令の許可等の見込みや資金計画等を踏まえ、申請内容どおりに転用される見込みがあるか、また転用を行った際に周辺の農地の営農条件に支障が生じるおそれがないか等についてご審議いただくものです。
	それでは案件の説明をいたしますが、第3号議案と第4号議案は申請内容が関連する内容となっておりますので、まとめて説明いたします。まず第4号議案から説明させていただきます。 まず第4号議案から説明いたしますが、当該第4号議案、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件は、既に農地の転用許可を受けて工事を行っている申請地の隣地において、転用者及び転用の目的が同一の新たな農地法第5条の許可申請をすることになり、全体の転用面積が増加する等、既に許可を受けている申請内容に変更が生じることから、申請内容の変更について許可を受けようとするものです。
	議案書は12ページをご覧ください。また、現地案内図はNo.9をご覧ください。緑で塗った部分が第4号議案に係る申請地となります。
	案件1は、株式会社エフ・シー・シーが、久礼野80番1外4筆、合計4,118m ² を資材置場に転用するという事業計画について、計画内容を変更したいという申請です。
	当該申請地につきましては平成27年11月26日に転用許可を受け、その後、2回に渡り、転用面積を広げる等の変更許可を受けており、今回は3回目の変更申請となります。

計画の変更点としましては2点ございます。

まず1点目は、隣接する農地も資材置場として一体的に利用するというものです。

現在、転用を行っている資材置場の北側に隣接する土地、現地案内図ではピンクとオレンジで塗ってあります農地等に資材置場を拡張し、一体的に利用したいとのことです。これらの農地等を含めて全体を資材置場として転用することになりますと、計画面積は4,118m²から4,679.11m²に増加することになります。

次に変更点の2点目は、申請地の一部の盛土の高さを変更するものです。現地案内図を見ていただきましたら、緑色の一番北側の部分なんすけれども、緑色の中でも北側の部分について、当所は県道から約3.5m下がった位置まで、地面から約2.5mの高さまで盛土を行う計画でしたが、申請地全体と同じ高さで利用することになったため、県道と同じ高さまで、地面から言うと約6mの高さまで盛土を行うという計画の変更になっております。

それでは、第3号議案の説明に戻りますので、議案書は10ページにお戻りください。

また、この説明につきましては、本日お配りさせていただきました、久礼野土地利用計画平面図というのが一番上になっている、A4のホッチキスで4枚止めになっている資料をご覧ください。この資料の説明からいたします。一番上が、土地利用計画平面図、2枚目が断面図、3枚目がこのあと説明の中にも出てきますけれども、隣地の方ですね、申請地の西側の農地を所有している方から同意が得られておりませんでしたので、どういった内容で同意が得られなかったのかという理由書が付いております。そして一番最後4枚目には、ピンクで塗ってありますところに、簡単ではありますけれども、同意が得られなかつた理由を踏まえて、申請者が計画した被害防除計画が載せられておりますので、この内容を参考にしていただきながら、説明の方を聞いていただけたらと思います。

それでは、申請の内容の説明に移らせていただきます。

申請地の農地区分は、申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの農地区分の要件にも当てはまらない農地のため、第2種農地と判断しております。

事業計画書によりますと、申請地を選んだ理由としましては、申請地は申請者が運営する再生碎石の製造プラントから距離が約2kmと近く、また既に許可を受けている土地と合わせて広く一体的に利用できることから、適地であると判断したことです。

現地は表土の上に、建設残土及び再生碎石の混合物により、県道の高さまで最大で6m程度の嵩上げを行い、建設資材を置く予定であるとのことです。

進入につきましては、南側の県道から既に許可を受けている土地を通って進入することです。

排水につきましては、雨水排水のみであり、申請地北側及び西側の盛土を行った法面の

	<p>下に排水路を新設し、その水路を申請地南側にある既存の水路に接続し排水する予定であるとのことです。</p> <p>周辺農地の営農に支障を及ぼさないための被害防除計画につきましては、申請地に隣接する土地に農地が含まれている場合、その隣接する農地の所有者から転用に同意する旨の同意書が提出されれば、被害防除計画の提出は不要となります。</p> <p>本申請地は東側と西側に隣接する農地があり、東側に隣接する農地は、所有者が本申請の譲渡人であることから、転用に関しては同意が得られておりますが、西側に隣接する農地の所有者からは転用に関しての同意書がもらえなかつたとのことで、同意が得られなかつた理由書及びその理由書に基づいた被害防除計画が添付されております。</p> <p>同意が得られなかつた理由として、盛土を行うことで、雨水や土砂が農地に流入してくるおそれがあるとの理由が記載されていることから、その内容に対して、申請地は県道と同じ高さまで盛土を行うが、法面は土地保全条例の届出に適合する適切な勾配を取り、土羽の種子吹き付けにより法面保護を行うこと、また排水路を新設し、隣接農地に雨水が流入する等の影響を及ぼさないよう配慮するとの被害防除計画が提出されております。</p> <p>添付書類としましては、雨水排水に関する高知市耕地課からの排水同意書が提出されております。</p> <p>また、申請地は既に着工済みであることから、着工した経過等について記載した始末書が提出されております。</p> <p>その他、必要書類は添付しております。</p> <p>他法令につきましては、農業振興地域の整備に関する法律の関係では、申請地は農用地区域外の農地であることを確認しております。</p> <p>また、開発許可申請の必要がないことを高知市都市計画課に確認済みであり、土地保全条例の届出については、届出を行い、現在、詳細について協議を行っているとのことです。土木委員の意見としましては、排水については特に問題はないとのことでした。</p> <p>以上で第3号議案及び第4号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案と第4号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第三事前審査会です。第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。</p>
竹内農業委員	<p>第3号議案と4号議案と同じですけれど、一緒にやっていきたいと思います。案件1について、図面等が不備で被害防除計画の内容を事務局に確認できないため、農地総会の皆様で審議していただきたいと思います。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見ご質問がございましたらお願いいたします。</p>

農業委員 議長	(意見・質問なし)
竹内農業委員 議長	ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。第3号議案の案件1は許可相 当として県知事に送付することに決定いたしますが 第3号議案と第4号議案は一緒なので、ここで審議してもらわないと報告はでき ませんよ。
加藤農業委員 竹内農業委員 加藤農業委員 榮枝主査	ご意見やご質問がございましたらお願ひいたします。 このままじゃあ進まないので。竹内委員が言われたのをお聞きすると、確かめないと いけないのは、何がおかしかったのかをわかりやすく聞かせてください。 図面もできてなくてわからない。
榮枝主査	図面が不備と。 すみません、事務局から説明させていただきます。事前審査会の時点ではですね、今日 皆様にお配りしているような図面がきれいに整っていませんでしたので、事前審査会の中 で事務局から十分な説明ができなかったと思いますので、事前審査会の場では許可とする のかどうかという意見を出しにくいということがありますて、今回農地総会でお諮りする こととなっています。今日お配りさせていただいている図面等を見ていただいて、説明が 短くてわかりにくいところもあると多々あると思いますが、皆様に何か内容に疑義があれ ばご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。
加藤農業委員 榮枝主査	それともう一点。隣地の承諾を得られなかったということについてですね、土留めの工 法とか方法とか、これならクリアできるというふうな判断は、どういうふうにしたらいい ですか。 ここがわかりにくいところではあるんですけども、土地保全条例の届出を都市計画課 にしなければならないことになっています。これは50cm以上の盛土を行う場合ですね、 申請者が、その工事を行う申請者が、都市計画課の方に出さなければならぬ届出なんで すけれども、この届出を出したときに、都市計画課の方がその盛土をして、どういう勾配 をとって、どういった法面工事をすれば周囲に影響がないかということを、専門的な目で 見ていくので、農業委員会としては専門の職員がいないものですから、そこは都市計画 課と連携して意見を聴いてですね、都市計画課がオッケーしたその内容をもって、うちも、 その法面工事などについては、審査をしていきたいと、ということになります。
加藤農業委員 榮枝主査	一応、このお配りした図面等の内容が都市計画課に出ている計画と一緒にになっていま す。 要は、造成計画断面図の方の種子の吹き付けとか、この2枚目のものがそれをクリアす るための図面ということですね。
	そういうことです。はい。

加藤農業委員	はい。わかりました。
大野会長	被害防除計画が適當かどうかという判断も。
加藤農業委員	都市計画課に届出が出ていたらしいと。都市計画課が大丈夫と言えばそれでよいということですね。
榮枝主査	そういうことです。
廣井農業委員	承諾書が得られなかつたけれどもクリアできているということですか。結局。
榮枝主査	はい、そういうことです。本来はですね、被害防除計画を提出してもらうことが一番の提出書類なんですが、もし隣地の同意書が出れば、そちらでも被害防除計画に替えることができるということで、農業委員会としては、隣地の方の同意が得られておけば、後々なにかあっても紛争とかにはならないということもあって、同意書をもらえるものなら、同意書をもらっていたらくということで話しています。ですので、同意が得られていないのでダメということにはなりません。
廣井農業委員	その都市計画課の方が見ているということですか。
榮枝主査	そうです。この図面と同じものが都市計画課にも提出されていまして、それをもって。
廣井農業委員	了解しました。
議長	他にご意見ありませんか。
農業委員	(意見なし)
議長	それでは、3号議案と4号議案を一括して行います。事務局より議案の説明が一括してありましたので審議に入ります。ご意見ご質問等ございませんか。
農業委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。第3号・第4号一括して許可・承認することが妥当であるとして県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
農業委員	(意義なし)
議長	それでは、3号・4号につきましては許可・承認することが妥当であるとして県知事に送付することに決定いたします。
	次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
榮枝主査	今日は全体で16件の申請が出されております。
	内訳は、所有権の移転が1件、利用権の新規設定が11件、更新設定が4件となっております。議案書は14ページをご覧ください。所有権移転についての総括表を掲載しております。1が所有権移転の総括です。今日は、所有権を移転する者が1人、所有権の移転を受ける者が1人となっており、所有権移転を行う土地の内訳は、田が2筆の

合計 418 m²です。

2は、対象農地を地区別に表したもので、詳細の説明は省略させていただきます。

それでは始めに所有権移転の案件から説明いたしますので、議案書は 19 ページをご覧ください。

議案書 19 ページの案件 8は、大津乙、田、214 m²、外 1 筆、合計 418 m²を売買するという案件です。

平成 29 年 5 月 29 日に譲渡人から売りたいとの申し出があり、平成 29 年 7 月 10 日に JA 高知市大津支所の会議室において、地元委員立会いのもと話がまとまったものです。

続きまして、利用権設定の説明をいたしますので、議案書は 15 ページにお戻りください。

議案書 15 ページには利用権設定についての総括表を掲載しております。1 が利用権設定の総括です。今月は、利用権を設定する者が 19 人で延べ 19 人、利用権の設定を受ける者が 13 人で延べ 19 人となっております。

利用権を設定する土地の内訳は、田が 30 筆、30,059.5 m²、畑が 1 筆、217 m²です。また、設定の内訳を見ますと更新設定が 8 筆、8,441.5 m²、新規設定が 23 筆、21,835 m²となっております。

利用権設定の期間別の内訳及び 2 の対象農地を地区別に表した表についての詳細の説明は省略させていただきます。

それでは利用権の新規設定の案件のみ説明いたします。

議案書は 16 ページをご覧ください。

案件 1 と案件 2 は賃借人が同一の関連案件ですので、まとめて説明いたします。

案件 1 は、布師田、田、609 m²、外 1 筆、合計 1,404 m²を、案件 2 は、布師田、田、809 m²を、両案件とも平成 29 年 9 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの 2 年 4 ヶ月間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書 17 ページの案件 6 と議案書 18 ページから 19 ページにまたがります案件 7 は賃借人が同一の関連案件ですので、まとめて説明いたします。

案件 6 は、大津乙、田、352 m²外 5 筆、合計 3,803 m²を、続きまして議案書 18 ページの案件 7 は、大津乙、田、851 m²外 1 筆、合計 1,795 m²を、両案件とも平成 29 年 9 月 1 日から平成 34 年 8 月 31 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして案件 10 は、春野町西分、田、1,089 m²を、平成 29 年 9 月 1 日から平成 39 年 8 月 31 日までの 10 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

続きまして案件 11 は、春野町西分、田、2,108 m²を、平成 29 年 9 月 1 日から平成

	<p>34年8月31日までの5年間貸すという、賃借権の新規設定です。</p> <p>続きまして議案書19ページから20ページにまたがります案件12は、春野町芳原田、608m²、外1筆、合計2,518m²を、平成29年9月1日から平成34年8月31日までの5年間貸すという、賃借権の新規設定です。</p> <p>続きまして案件14は、第1号議案の案件2の中で先に説明いたしましたので、説明を省略いたします。</p> <p>続きまして案件15は、春野町西畠、田、2,787m²、外2筆、合計4,812m²を、平成29年9月1日から平成39年8月31日までの10年間貸すという、使用賃借権の新規設定です。</p> <p>なお、本案件の借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書が提出されております。耕作計画書によりますと、借人は7年前より農家である両親の元で手伝いをしており、今後、自分でも農業経営を行い、経営農地を拡大していく予定であることです。</p> <p>また、本案件の貸人には成年後見人が指名されており、成年後見人からの申請となっております。</p> <p>成年後見人の指名がなされていることにつきましては、事務局で裁判所の指名通知により確認しております。</p> <p>続きまして議案書21ページの案件16は、春野町森山、田、2,377m²のうち1,730m²を、平成29年9月1日から平成33年8月31日までの4年間貸すという、賃借権の新規設定です。</p> <p>以上、計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>全ての案件について、本日の総会で計画が妥当なものと決定されると、平成29年9月1日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>なお、議案書17ページに記載されております案件5は事前審査会の資料に記載が抜かっていた利用権の更新設定の案件となりますので、農地総会で審議をお願いします。</p> <p>以上で第5号議案の説明を終わります。</p>
議長	第5号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第三・第四事前審査会です。まず第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いします。
竹内農業委員	まずその前に、案件9の説明はありましたか。
榮枝主査	失礼いたしました。案件9の説明が抜かっておりましたので、申し訳ございません、今から追加して説明をさせていただきます。

案件9は、大津乙、登記地目田、現況畠、217m²を、平成29年9月1日から平成34年

	8月31日までの5年間貸すという使用貸借権の新規設定です。
竹内農業委員 議長	案件1から案件8について妥当と認めました。案件9は、事前審査会のときに案件があがつてなかったので、この場で審議をお願いいたします。
西本農業委員 榮枝主査 議長 農業委員 議長 川澤農業委員 議長 農業委員 議長 廣井農業委員 議長 農業委員 議長 廣井農業委員 議長 農業委員 議長 農業委員 議長 農業委員 議長	案件9について審議をいただきたいと思います。ご意見ご質問がございましたら、どうぞ。 この案件では、10aあたりの対価が記載されていませんが。0円の分でしょうか。 これは使用貸借権の設定になっておりますので、無償での貸し借りを行うもので、対価が記載されておりません。お願いします。 ご意見ご質問がありましたらお願いをいたします。 (意見・質問なし) 第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。 報告します。案件10から案件16については妥当と認めました。 報告が終わりました。ご意見ご質問がありませんか。 (意見・質問なし) ご意見ご質問がないようでしたら、審議を終わります。 ちょっととばしました。追加案件となります、案件9については、事前審査会では審査をしていませんので、審議をお願いいたします。一括審議でございましたので。9だけ先に審議をいたしますので、ご質問があればお願いします。 案件9は現地調査ができるんですか。 追加になることが、抜かっていたことがわかった時点で、地元の推進委員さんと竹内委員長にも連絡させていただいて、現地の確認もしております。 承知です。 他に何かありませんか (意見・なし) なければ審議を終わります。案件9につきまして妥当なものと決定することにご異議ありませんか。 (意義なし) 案件9については妥当なものと決定することといたします。 続きまして案件1から8、案件10から案件16の審議に入ります。ご意見ご質問がございましたらお願いいたします。 (意見・質問なし) ないようでしたら審議を終わります。案件1から案件8、案件10から案件16については妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。

農業委員 議長	(異議なし) 案件1から案件8、案件10から案件16については妥当なものと決定することにいたします。 次に、第6号議案、非農地証明願の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
榮枝主査	非農地証明願とは、法務局で登記地目の変更手続きを行う際、農地法の転用手続きの完了を証明する書類の提出が必要となります。農地法の許可を受けなくてもその土地が一定の条件を満たす場合には、現況が農地でないことの証明書を農業委員会が交付するものです。 それでは案件を説明いたします。議案書は23ページをご覧ください。
議長	今月は7件の申請が出されており、それぞれの申請人及び土地の所在等については、議案書のとおりです。地区の内訳は、朝倉が2件、旭が1件、秦が1件、大津が2件、春野が1件となっております。全て、前地元農業委員の確認を得て、証明書を交付しております。追認をお願いします。
農業委員 議長	第6号議案の説明が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
農業委員 議長	(意見・質問なし) ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。第6号議案につきましては、追認することに決定いたしますがご異議ありませんか。
農業委員 議長	(異議なし) それでは、第6号議案につきましては追認することに決定いたします。
榮枝主査	続きまして、議案外の報告を一括してお願いします。 ①農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件です。 農地法第4条第1項第7号では、農地等の所有者が自身の所有する市街化区域内の農地等を、住宅や資材置場等に転用して使用する際に、農業委員会その内容を記載した届出を行えば県知事の許可を受けなくても良いことが規定しております。 それでは議案書は26ページをご覧ください。今月は7件の届出が提出されております。地区の内訳は、旭が2件、議案書は26ページから29ページにまたがりまして鴨田が4件、潮江が1件、五台山が1件、議案書は30ページにまたがりまして、高須が1件となっております。全ての案件につきまして、担当地区の農地利用最適化推進委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。 続きまして②農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件について説明いたします。

	<p>農地法第5条第1項第6号では、市街化区域内の農地等を、住宅や資材置場等に転用して使用するために売買したり、貸し借りの権利を設定したりする際に、農業委員会にその内容を記載した届出を行えば県知事の許可を受けなくても良いことが規定されています。</p> <p>それでは、議案書は32ページをご覧ください。今月は11件の届出が提出されています。地区の内訳は、議案書32ページから35ページにまたがりまして旭が4件、鴨田が1件、潮江が1件、一宮が1件、介良が2件、議案書は36ページにまたがりまして大津が2件となっております。全ての案件につきまして、農業委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。</p> <p>続きまして、③農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件ですが、本案件については、第1号議案の案件5で先に説明しましたので、説明を省略させていただきます。</p> <p>最後に④農業経営基盤強化促進法の計画取消処理の件です。ここでは、これまでに設定している利用権について、事情により取消等の手続きが行われた場合に、その内容について報告するものです。議案書は40ページをご覧ください。今月は、賃借権の設定について取消しを行った案件が2件あります。地区の内訳は、一宮が1件、議案書は41ページにまたがりまして布師田が1件です。</p> <p>案件1と2は賃貸人が同一の関連案件ですのでまとめて説明いたします。案件1及び案件2の利用権設定については、本年4月1日付けで公告され、計画が有効となったものですが、両案件の農地の所有者である賃貸人は持分2分の1ずつの共有となっており、この共有者のうち1名が公告前に死亡していたことが公告後に判明したことから、死亡者を賃貸人とする利用権設定を行うことができないため、利用権設定の取消願が提出されたものです。なお、取消しにあたっての申請者は、両案件の共有者のうち、ご存命である1名と死亡者の相続人となっております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外報告に関しまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案外報告を終わります。その他、次回農地総会に関しまして、総括して何かご意見ご質問はありませんか。</p>
事務局報告 岩崎次長	(平成29年度今後のスケジュール(案)について別紙に基づき説明)

次回農地総会 議長	次回の農地総会は9月5日（火）を予定しております。
閉会 議長	以上で第1回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後4時50分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成29年11月9日

議長

高橋政継

議事録署名委員

西野幸一

議事録署名委員

大野強

議事録作成者

尾崎哲雄

